

令和2年度事業計画

I 現職会員数（見込）

区 分	令和2年度会員数 (見込)	令和元年度会員数 (令和2年1月末現在)	増 減
常勤県職員	15,959人	16,263人	▲304
病院機構職員	1,356人	1,410人	▲54
産技総研職員	116人	118人	▲2
保健福祉大学職員	108人	105人	3
団体等職員	44人	45人	▲1
小 計	17,583人	17,941人	▲358
会計年度任用職員・非常勤職員等	620人	561人	59
臨時的任用職員・契約職員	500人	436人	64
再任用職員・再雇用職員	500人	441人	59
計	19,203人	19,379人	▲176

II 福利厚生事業の充実

1 実施事業会計（公益目的事業）（18,119千円）

公益目的支出計画に基づき県民に対し、次のとおり事業を行う。

(1) 講演会開催事業

県民の厚生福利活動を支援するため、「健康と子育て」をテーマに年4～5回講演会及び教養講座を神奈川県内にて開催する。

(2) 人材活用事業

県民の地域における生きがいづくり活動に対し、人材情報を収集し、ホームページにて情報提供する。

(3) 施設利用促進事業

県民の余暇活動を行う場として、県内の公的施設を利用できるよう施設情報を収集し、ホームページにて情報提供する。

2 その他会計（福利事業）（認可特定保険業）

(1) 現職会員事業（現職会員総合保険）（460,318千円）

現職会員に対し、次のとおり保険金を支給する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	祝金 結婚祝金 出産祝金 入学祝金 永年会員リフレッシュ祝金	現職会員が結婚したとき又は結婚のために退職し、その後3か月以内に結婚するとき 現職会員又は配偶者が出産したとき 子が小学校、中学校に入学したとき 契約期間が1年以上の現職会員が、勤続期間20年以上、かつ、年齢が55歳以上になったとき	1万円 1万円 5千円 2万円
2	看護・介護保険金 看護保険金 介護保険金	現職会員又は被扶養者が負傷又は疾病のため入院し、付添看護人を10日を超えて雇用したとき 現職会員が「職員の勤務時間、休暇等に関する条例」又は「学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例」に規定する介護休暇を取得したとき	1日につき2千円を限度にその実費とし、1年度20日を限度とする。 1日につき2千円、半日につき1千円（1年度4万円を限度とする。） 休暇等を時間単位で取得した場合は、1月単位で合計し8時間をもって1日とし、4時間をもって半日とする。ただし、端数時間は切り捨てる。
3	死亡保険金	現職会員が死亡したとき	15万円

4	遺児育英保険金	現職会員の死亡の当時に被扶養遺児が生存していた場合	小学校就学前 130万円 小学校在学中 120万円 中学校在学中 110万円 上記以外の被扶養遺児100万円
5	家族死亡保険金 配偶者死亡保険金 こども死亡保険金 親死亡保険金 その他被扶養者死亡保険金 死産保険金	配偶者が死亡したとき 子が死亡したとき 親が死亡したとき 配偶者、親、子以外の被扶養者が死亡したとき 現職会員又は配偶者が死産したとき	7万円 1万円 1万円 1万円 1万円
6	退会保険金	契約期間が1年以上の現職会員が退会したとき	加入後平成17年度までは1年につき5千円、その後は1年につき2千円、ただし、最高10万円を限度
7	退会返還保険金	現職会員が退会したとき	退職後に退職会員総合保険に加入する目的で、加入から退会まで納めた保険料の総額

(2) 福祉助成事業 (105,862千円)

現職会員に対し、次のとおり助成する。

① 厚生活動自由選択事業

会員が指定された施設を利用したときに、1年度につき5,000円を助成する。

② 保養施設等利用助成事業

各施設と法人会員契約を締結し、低廉な料金で利用ができるよう助成を行う。

(民間保養施設)

ラフォーレ倶楽部

セラヴィリゾート泉郷

(スポーツクラブ)

コナミスポーツクラブ

ルネサンス淵野辺

ダイドーススポーツクラブ

野球、サッカー等のスポーツ観戦として、各競技場のシーズンシートを購入する。

(野球)

横浜DeNAベイスターズ【横浜スタジアム】

(サッカー)

横浜F・マリノス【日産スタジアム・ニッパツ三ツ沢球技場】

川崎フロンターレ【等々力陸上競技場】

(バスケットボール)

横浜ビー・コルセアーズ【横浜国際プール】

③ 現職会員向け教養講座

現職会員を対象に介護、子育て、資産運用等をテーマに教養講座を開催する。

④ 療養給付金等助成事業

公益法人等派遣条例による退職派遣者の会員に対し、療養給付金等を助成する。

(3) 積立年金事業（積立年金総合保険）（649,790千円）

現職会員のうち積立年金総合保険に加入した積立年金会員に対し、次のとおり保険金を支給する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	積立年金保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勸奨退職したとき	退職時から5年を限度に任意の年数で受給を希望する場合：基礎額と支払期間中に生ずる運用益相当額を加算した額 一時金を希望する場合：基礎額
2	退職時一時保険金	積立年金会員が定年退職又は1号勸奨退職以外の事由により退職したとき	基礎額
3	死亡保険金	積立年金会員又は積立年金保険受給者が死亡したとき	積立年金会員の場合：基礎額 積立年金保険受給者の場合：死亡の時点で確定している未受給の積立年金保険金相当額
4	死亡特別保険金	積立年金会員又は積立年金保険受給者が死亡したとき	3万円
5	退会返還保険金	積立年金会員が退職以外の事由により退会したとき	基礎額。ただし、契約期間が2年以内の場合はその期間中に払込んだ保険料の総額

※ 基礎額 積立年金会員が現職会員中に払込んだ保険料の総額に相当する額とその運用益相当額

(4) 退職会員事業（退職会員総合保険）（220,678千円）

退職会員に対し、次のとおり保険金を支給する。

	保険の種類	保険金の支払事由	保険金額
1	医療保険金	退職会員が75歳に達するまでの間、病気又は負傷によって国民健康保険法に規定する療養を保険医療機関又は保険薬局等で受け、一部負担金を支払ったとき	診療報酬明細書ごとの一部負担金の額が2,100円以上の場合に支給対象とし、2,000円と100円未満を控除した額（一部負担金の額は、療養に要する費用に10分の3を乗じて得た額を限度とし、診療報酬明細書ごとに80,100円の範囲とする） 年間給付限度額10万円
2	祝金 古希祝金 喜寿祝金 米寿祝金 白寿祝金	退職会員が70歳に達したとき 退職会員が77歳に達したとき 退職会員が88歳に達したとき 退職会員が99歳に達したとき	3万円 5万円 7万円 10万円
3	死亡保険金	退職会員が死亡したとき	退職会員の死亡時の年齢に応じて別に定める額
4	脱退返戻金	退職会員が保険契約を解約したとき	退職会員の脱退時の年齢に応じて別に定める額

(5) 厚生事業（5,592千円）

退職会員に対し、旅行、演劇鑑賞会等のレクリエーション活動を行う。

(6) 住宅建設資金貸付（300,000千円（貸付予定額））

現職会員が居住する住宅及び敷地購入等の促進を図ることを目的として、資金の貸付及び償還業務を行う。

貸付金額 50万円～2,000万円

返済期間 5年、10年、15年、20年、25年、30年

貸付金利 年利 1.8%（固定金利）

※平成30年度から特例貸付利率として貸付利率を年1.24%に引下げ貸付件数の増加を図る。

3 その他会計（富岡アパート貸付事業）（50,789千円）

本会が所有する富岡アパート5・6号棟を県に貸付け、管理運営業務を行う。

4 その他会計（収益事業）（414,624千円）

(1) 売店等運営事業

県職員等の福利厚生及び県民の利便を目的として、県の施設の一部を借受け、売店の運営を行う。（取扱品目：食品、雑貨、切手・はがき等）

(2) 刊行物発行事業

県民の利便を目的とし、県の刊行物等の販売を行う。

(3) 収入証紙取扱事業

県民の利便を目的として、県の施設等18箇所において収入証紙の販売を行う。（収入証紙の種類：1円から10万円までの22種類）

(4) 共済組合受託事業

地方職員共済組合神奈川県支部から次の事業の一部業務を受託して行う。

① 厚生活動自由選択事業

② 厚生活動施設利用事業

(5) その他運営事業

① 自動車保険取次事業

県職員等が所有する自動車の交通災害に際し、経済的負担等を軽減するため、団体扱自動車保険の取次ぎを行う。

② 損害保険等取次事業

県職員等の様々な事故による経済的負担等を軽減するため、普通傷害保険、交通傷害保険及び公務員賠償責任保険、所得補償保険並びに各種団体職員等を対象に団体生命保険の取次ぎを行う。

③ 指定店等取次事業

県職員等が引っ越し等を低廉な価格で容易に利用できるよう各業種を指定し取次ぎを行う。

Ⅲ 振興会経営の安定

1 経営改善計画

第三期経営改善計画の内容に沿った事業の見直し及び改善を進め、安定的経営の確保に努める。